



県章

滋賀県公報

令和6年(2024年)
12月27日
号外(1)
金曜日

毎週火・金曜 2回発行

目次 (※印は、県例規集に登載するもの)

○ 条 例

※滋賀県附属機関設置条例の一部を改正する条例(人事課)	4
※滋賀県職員退職手当条例の一部を改正する条例(人事課)	4
※滋賀県税条例の一部を改正する条例(税政課)	5
※滋賀県使用料および手数料条例の一部を改正する条例(財政課)	5
※滋賀県警察関係事務手数料条例の一部を改正する条例(警察本部会計課)	20
※滋賀県住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例(市町振興課)	26
※滋賀県生活保護法に基づく保護施設の設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例(健康福祉政策課)	26
※滋賀県児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例(子ども家庭支援課)	26
※滋賀県水防協議会条例の一部を改正する条例(流域政策局)	27

公布された条例のあらまし

○ 滋賀県附属機関設置条例の一部を改正する条例(条例第86号)

- 滋賀県健康医療福祉部建設工事等総合評価審査委員会を新たに設置することとし、当該附属機関の担任する事務ならびに委員の数、構成および任期について定めることとしました。(別表関係)
- この条例は、公布の日から施行することとしました。

○ 滋賀県職員退職手当条例の一部を改正する条例(条例第87号)

- 雇用保険法(昭和49年法律第116号)において、職業に就いた受給資格者(安定した職業に就いた者を除く。)であって一定のものに対して支給される就業促進手当が廃止されることに伴い、必要な規定の整備を行うこととしました。(第10条関係)
- 雇用保険法において、給付日数の延長に関する暫定措置が延長されることに伴い、必要な規定の整備を行うこととしました。(付則関係)

3 その他

- この条例は、令和7年4月1日から施行することとしました。
- この条例の施行に関し必要な経過措置を定めることとしました。
- その他必要な規定の整理を行うこととしました。

○ 滋賀県税条例の一部を改正する条例(条例第88号)

- 自動車税の減免を受けようとする者のうち一定の者は、規則で定める書類および運転免許証その他運転免許を受けている者であることを証するものとして規則で定めるものを提示し、またはこれらの写しその他規則で定めるものを提出しなければならないこととしました。(第73条の3および第73条の14関係)
- この条例は、令和7年3月24日から施行することとしました。

○ 滋賀県使用料および手数料条例の一部を改正する条例(条例第89号)

- 建築士法に基づく事務手数料のうち、一級建築士事務所、二級建築士事務所または木造建築士事務所の登録の申請に対する審査の手数料の額を改定することとしました。(第2条関係)
- 建築基準法に基づく事務手数料について、建築物エネルギー消費性能適合性判定を行うことが比較的容易な一定の特定建築行為に係る建築物に関する確認の申請等に対する審査の手数料の追加等を行うこととしました。(別表第43関係)
- 宅地建物取引業法に基づく事務手数料のうち、宅地建物取引業の免許の申請に対する審査の手数料等の額を改定

することとしました。(別表第50関係)

- 4 都市の低炭素化の促進に関する法律に基づく事務手数料について、既存の基準の併用による低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査の手数を追加することとしました。(別表第68関係)
 - 5 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律に基づく事務手数料について、住宅の用途に供する建築物に対する建築物エネルギー消費性能適合性判定に係る審査の手数料および既存の基準の併用による建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査の手数料の追加等を行うこととしました。(別表第69関係)
 - 6 畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律に基づく事務手数料のうち、畜舎建築利用計画の変更の認定の申請に対する審査の手数料の額を改定することとしました。(別表第71関係)
 - 7 その他
 - (1) この条例は令和7年4月1日から施行することとしました。
 - (2) その他必要な規定の整備を行うこととしました。
- 滋賀県警察関係事務手数料条例の一部を改正する条例(条例第90号)
- 1 道路交通法に基づく警察関係事務手数料の一部を改定することとしました。(別表第7関係)
 - 2 特定免許情報記録手数料および運転経歴情報の記録の手数を新たに設定することとしました。(別表第7関係)
 - 3 その他
 - (1) この条例は、令和7年3月24日から施行することとしました。
 - (2) その他必要な規定の整理を行うこととしました。
- 滋賀県住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例(条例第91号)
- 1 都道府県知事保存本人確認情報および都道府県知事保存附票本人確認情報(以下「都道府県知事保存本人確認情報等」という。)を利用する事務として条例で定めるもののうち、次に掲げる事務を削除することとしました。(別表第1関係)
 - (1) 高等学校等(高等学校等就学支援金の支給に関する法律(平成22年法律第18号。以下「就学支援金法」という。)第2条に規定する高等学校等をいう。以下同じ。)を退学し、再び私立の高等学校等に入学した者に対する就学支援金(就学支援金法第3条第1項に規定する就学支援金をいう。以下同じ。)に相当する額の支援金の支給に関する事務であって規則で定めるもの
 - (2) 私立の高等学校等(特別支援学校の高等部を除く。)の生徒または学生の保護者等(就学支援金法第3条第2項第3号に規定する保護者等をいう。以下同じ。)に対する奨学のための給付金の支給に関する事務であって規則で定めるもの
 - 2 都道府県知事保存本人確認情報等の提供を受ける知事以外の執行機関および事務として条例で定めるもののうち、教育委員会に係る次に掲げる事務を削除することとしました。(別表第2関係)
 - (1) 高等学校等を退学し、再び県立の高等学校に入学した者に対する就学支援金に相当する額の支援金の支給に関する事務であって規則で定めるもの
 - (2) 国立または公立の高等学校等(特別支援学校の高等部を除く。)の生徒または学生の保護者等に対する奨学のための給付金の支給に関する事務であって規則で定めるもの
 - 3 この条例は、公布の日から施行することとしました。
- 滋賀県生活保護法に基づく保護施設の設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例(条例第92号)
- 1 救護施設において、入所者の自立支援を行うため、入所者ごとに個別支援計画を作成することとしました。この場合において、当該個別支援計画の作成は、電磁的記録により行うことができることとしました。(別表第2関係)
 - 2 更生施設において、入所者が健全な社会生活を営むことができるよう、入所者ごとに個別支援計画を作成することとしました。この場合において、当該個別支援計画の作成は、電磁的記録により行うことができることとしました。(別表第3関係)
 - 3 この条例は、公布の日から施行することとしました。
- 滋賀県児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例(条例第93号)
- 1 給付金として支払を受けた金銭の管理を行うこととする設置者に母子生活支援施設の設置者を加えることとしました。(別表関係)
 - 2 この条例は、公布の日から施行することとしました。
 - 3 その他必要な規定の整理を行うこととしました。
- 滋賀県水防協議会条例の一部を改正する条例(条例第94号)

- 1 滋賀県水防協議会の委員の定数を15人以内から20人以内に改めることとしました。(第2条関係)
- 2 この条例は、公布の日から施行することとしました。

条 例

滋賀県附属機関設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年12月27日

滋賀県知事 三日月 大 造

滋賀県条例第86号

滋賀県附属機関設置条例の一部を改正する条例

滋賀県附属機関設置条例(平成25年滋賀県条例第53号)の一部を次のように改正する。

別表第1項の表滋賀県琵琶湖水政審議会の項の次に次のように加える。

滋賀県健康 医療福祉部 建設工事等 総合評価審 査委員会	知事の諮問に応じて県が 発注する健康医療福祉部 の所管に属する建設工事 等に係る地方自治法施行 令第167条の10の2第3 項に規定する落札者決定 基準の策定および同条第 5項の規定による落札者 の決定に関する事項につ いて審査すること。	20人以内	(1) 学識経験を有 する者 (2) 県の職員 (3) その他知事が 適当と認める者	当該諮 問に係 る審査 が終了 するま での期 間
--	--	-------	--	---

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

滋賀県職員退職手当条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年12月27日

滋賀県知事 三日月 大 造

滋賀県条例第87号

滋賀県職員退職手当条例の一部を改正する条例

滋賀県職員退職手当条例(昭和28年滋賀県条例第24号)の一部を次のように改正する。

第10条第11項第4号中「職業」を「安定した職業」に改め、同条第14項中「次の各号に掲げる退職手当ごとに、当該各号に定める」を「雇用保険法第56条の3第1項第1号に該当する者に係る就業促進手当について同条第4項の規定により基本手当を支給したものとみなされる日数に相当する」に改め、同項各号を削る。

付則第3項中「引き続いて日本電信電話株式会社」の右に「(日本電信電話株式会社等に関する法律(昭和59年法律第85号)第1条の2第1項に規定する日本電信電話株式会社をいう。以下この項において同じ。)」を加える。

付則第14項中「令和7年3月31日」を「令和9年3月31日」に改める。

付 則

- この条例は、令和7年4月1日から施行する。
- 改正後の第10条第11項(第4号に係る部分に限り、同条第15項において読み替えて準用する場合を含む。)の規定は、退職職員(退職した滋賀県職員退職手当条例第2条第1項に規定する職員(同条第2項の規定により職員とみなされる者を含む。))をいう。以下この項において

同じ。)であってこの条例の施行の日以後に安定した職業に就いたものについて適用し、退職職員であって同日前に職業に就いたものに対する就業促進手当に相当する退職手当の支給については、なお従前の例による。

滋賀県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年12月27日

滋賀県知事 三日月 大造

滋賀県条例第88号

滋賀県税条例の一部を改正する条例

滋賀県税条例(昭和25年滋賀県条例第55号)の一部を次のように改正する。

第73条の3第2項中「運転免許証」を「運転免許証等(運転免許証その他運転免許を受けている者であることを証するものとして規則で定めるものをいう。第73条の14第2項において同じ。)」に改め、「写し」の右に「その他規則で定めるもの」を加える。

第73条の14第2項中「運転免許証」を「運転免許証等」に改め、「写し」の右に「その他規則で定めるもの」を加える。

付 則

この条例は、令和7年3月24日から施行する。

滋賀県使用料および手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年12月27日

滋賀県知事 三日月 大造

滋賀県条例第89号

滋賀県使用料および手数料条例の一部を改正する条例

滋賀県使用料および手数料条例(昭和24年滋賀県条例第18号)の一部を次のように改正する。

「一級建築士事務所

第2条第2項第28号中 1件につき 15,000円

二級建築士事務所または木造建築士事務所

1件につき 10,000円」

を「 1件につき 23,000円」に改める。

第3条第1項の表第4号の2中「第4条第2項および第3項」を「第4条第3項および第5項」に改める。

別表第43(1)の項を次のように改める。

<p>(1) 建築基準法(昭和25年法律第201号。以下この表において「法」という。)第6条第1項(法第87条第1項において準用する場合を含む。)の規定に基づく建築物に関する確認の申請または法第18条第2項(法第87条第1項において準用する場合を含む。)の規定に基づく建築物の計画の通知に対する審査の手数料 ア イに掲げる場合以外の場合</p>	
--	--

(ア) 床面積の合計が30平方メートル以内のもの	18,000円(構造計算書の添付を要しないものにあつては、17,000円)
(イ) 床面積の合計が30平方メートルを超え100平方メートル以内のもの	27,000円(構造計算書の添付を要しないものにあつては、26,000円)
(ウ) 床面積の合計が100平方メートルを超え200平方メートル以内のもの	41,000円(構造計算書の添付を要しないものにあつては、37,000円)
(エ) 床面積の合計が200平方メートルを超え300平方メートル以内のもの	46,000円(構造計算書の添付を要しないものにあつては、40,000円)
(オ) 床面積の合計が300平方メートルを超え500平方メートル以内のもの	55,000円
(カ) 床面積の合計が500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	96,000円
(キ) 床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	150,000円
(ク) 床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	240,000円
(ケ) 床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	300,000円
(コ) 床面積の合計が10,000平方メートルを超え50,000平方メートル以内のもの	470,000円
(ク) 床面積の合計が50,000平方メートルを超えるもの	790,000円
イ 当該申請または通知(建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律(平成27年法律第53号)第11条第6項に規定する適合判定通知書またはその写しの提出がないものに限る。)に係る建築物の建築が、同法第11条第1項ただし書の国土交通省令で定める特定建築行為(建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則(平成28年国土交通省令第5号)第2条第1項第1号に掲げる特定建築行為に限る。)または同法第12条第2項ただし書の国土交通省令で定める特定建築行為(同号に掲げる特定建築行為に限る。)である場合	アに掲げる床面積の合計の区分に応じて定める金額に、次の(ア)または(イ)に掲げる当該申請または通知に係る建築物の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ当該(ア)または(イ)に定める金額を加算した金額 (ア) 一戸建て住宅 a 床面積の合計が200平方メートル未満のもの 16,000円 b 床面積の合計が200平方メートル以上のもの 17,000円 (イ) 共同住宅または長屋住宅 a 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 27,000円 b 床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 40,000円 c 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 62,000円

	<p>d 床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 79,000円</p> <p>e 床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 161,000円</p> <p>f 床面積の合計が25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの 293,000円</p> <p>g 床面積の合計が50,000平方メートル以上のもの 558,000円</p>
--	---

別表第43(2)の項ア(㉔)中「500平方メートル」を「300平方メートル」に、「45,000円」を「39,000円」に改め、同項ア中(㉔)を(㉓)とし、(㉑)から(㉒)までを(㉑)から(㉒)までとし、(㉔)の次に次のように加える。

(㉑) 床面積の合計が300平方メートルを超え500平方メートル以内のもの	47,000円
---------------------------------------	---------

別表第43(2)の項イを次のように改める。

<p>イ 当該申請または通知に係る建築物が建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第11条第1項に規定する要確認特定建築行為または同法第12条第2項に規定する要通知特定建築行為に係る建築物である場合</p>	<p>アに掲げる床面積の合計の区分に応じて定める金額に、次の(㉑)から(㉒)までに掲げる当該申請または通知に係る建築物の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ当該(㉑)から(㉒)までに定める金額を加算した金額</p> <p>(㉑) 当該申請または通知に係る建築物の全部が住宅の用途以外の用途に供するものである場合</p> <p>a 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 9,400円</p> <p>b 床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの 16,000円</p> <p>c 床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方</p>
--	---

メートル未満のもの
27,000円

d 床面積の合計が
2,000平方メートル以上
5,000平方メートル未満のもの
81,000円

e 床面積の合計が
5,000平方メートル以上
10,000平方メートル未満のもの
127,000円

f 床面積の合計が
10,000平方メートル以上
25,000平方メートル未満のもの
161,000円

g 床面積の合計が
25,000平方メートル以上
50,000平方メートル未満のもの
201,000円

h 床面積の合計が
50,000平方メートル以上のもの
282,000円

(イ) 当該申請または通知に係る建築物の全部が住宅の用途に供するものである場合

a 一戸建て住宅
4,700円

b 共同住宅または長屋住宅

(a) 床面積の合計が
300平方メートル未満のもの
9,400円

(b) 床面積の合計が
300平方メートル以上
2,000平方メートル未満のもの
20,000円

(c) 床面積の合計が
2,000平方メートル以上
5,000平方メートル未満のもの
45,000円

(d) 床面積の合計が
5,000平方メートル以上
10,000平方メートル未満のもの
81,000円

(e) 床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの
129,000円

(f) 床面積の合計が25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの
196,000円

(g) 床面積の合計が50,000平方メートル以上のもの
297,000円

(ウ) 当該申請または通知に係る建築物の一部が住宅の用途に供するものである場合住宅の用途以外の用途に供する部分について(ア)に掲げる床面積の合計の区分に応じて定める金額に、住宅の用途に供する部分について(イ)に掲げる建築物の区分に応じて定める金額を加算した金額

別表第43(3)の項ア(ウ)中「500平方メートル」を「300平方メートル」に、「41,000円」を「35,000円」に改め、同項ア中(ウ)を(オ)とし、(オ)から(ウ)までを(カ)から(コ)までとし、(ウ)の次に次のように加える。

(オ) 床面積の合計が300平方メートルを超え500平方メートル以内のもの	43,000円
---------------------------------------	---------

別表第43(3)の項イ中「第12条第8項の規定に基づく法第6条第1項もしくは第6条の2第1項または建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第13条第9項の規定に基づく法第18条第3項の確認済証の交付を受けた」を「第11条第1項に規定する要確認特定建築行為または同法第12条第2項に規定する要通知特定建築行為に係る」に改め、「の非住宅部分」を削り、同表(4)の項エ中「500平方メートル」を「300平方メートル」に、「39,000円」を「35,000円」に改め、同項中コをサとし、オからケまでをカからコまでとし、エの次に次のように加える。

オ 床面積の合計が300平方メートルを超え500平方メートル以内のもの	41,000円
-------------------------------------	---------

別表第43(17)の項の次に次のように加える。

(17)の2 地域再生法(平成17年法律第24号)第17条の44の規定により読み替えて適用される法第55条第4項第2号の規定に基づく建築物の高さに関する特例の認定の申請に対する審査の手数料	32,000円
--	---------

別表第43注3を次のように改める。

- 3 (2)の項イ(3)の項イにおいて算定する場合を含む。)の床面積の合計は、建築物の増築または改築をする場合は、当該増築または改築をする部分の床面積について算定する。

別表第43注4中「第12条第1項」を「第11条第1項」に改め、「おける」の右に「(1)の項イおよび」を加え、「同項イ」を「(1)の項イおよび(2)の項イ」に改める。

別表第50を次のように改める。

別表第50

宅地建物取引業法に基づく事務手数料

区 分	金 額
(1) 宅地建物取引業法(以下この表において「法」という。)第3条第1項の規定に基づく宅地建物取引業の免許の申請に対する審査の手数料	33,000円(当該申請を情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第6条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行う場合における当該申請に係る審査にあつては、26,500円)
(2) 法第3条第3項の規定に基づく宅地建物取引業の免許の更新の申請に対する審査の手数料	33,000円(当該申請を情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第6条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行う場合における当該申請に係る審査にあつては、26,500円)
(3) 法第16条第1項の規定に基づく宅地建物取引士資格試験の手数料	8,200円
(4) 法第18条第1項の規定に基づく宅地建物取引士資格登録簿への登録の手数料	37,000円
(5) 法第19条の2の規定に基づく登録の移転の申請に対する審査の手数料	8,000円
(6) 法第22条の2第1項または第5項の規定に基づく宅地建物取引士証の交付の申請に対する審査の手数料	4,500円
(7) 法第22条の3第1項の規定に基づく宅地建物取引士証の有効期間の更新の申請に対する審査の手数料	4,500円
(8) 宅地建物取引業法施行規則(昭和32年建設省令第12号)第14条の13第1項の規定に基づく宅地建物取引士証の書	4,500円

換え交付の手数料	
(9) 宅地建物取引業法施行規則第14条の15第1項の規定に基づく宅地建物取引士証の再交付の手数料	4,500円
(10) 宅地建物取引業者営業保証金規則(昭和32年法務省・建設省令第1号)第8条第1項の規定に基づく申出書の提出がなかつた旨の証明書の交付の手数料	560円
(11) 宅地建物取引業者営業保証金規則第8条第2項の規定に基づく申出に係る債権の総額に関する証明書の交付の手数料	560円
(12) 宅地建物取引業者営業保証金規則第10条の規定に基づく宅地建物取引業保証協会の社員となつたことを証する書面の交付の手数料	560円
(13) 宅地建物取引業保証協会弁済業務保証金規則(昭和48年法務省・建設省令第2号)第5条第1号の規定に基づく宅地建物取引業保証協会の社員が社員の地位を失つた旨の証明書の交付の手数料	560円
(14) 宅地建物取引業保証協会弁済業務保証金規則第5条第2号の規定に基づく宅地建物取引業保証協会の社員である旨の証明書の交付の手数料	560円

注 この表の金額の欄に掲げる金額は、1件についての金額とする。

別表第68(1)の項中「以下」を「平成24年法律第84号。以下」に改め、同表(2)の項イ(ア)中「性能基準」を「誘導性能基準」に改め、同項イ(イ)中「仕様基準」を「誘導仕様基準」に改め、同項イに次のように加える。

(ウ) 誘導併用基準に適合するものとして認定を受けようとするとき	
a 一戸建て住宅	
(a) 床面積の合計が200平方メートル未満のもの	36,000円(評価書面の添付がなされたものにあつては、8,700円)
(b) 床面積の合計が200平方メートル以上のもの	38,000円(評価書面の添付がなされたものにあつては、8,700円)
b 共同住宅または長屋住宅	
(a) 床面積の合計が300平方メートル未満のもの	61,000円(評価書面の添付がなされたものにあつては、14,000円)
(b) 床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	96,000円(評価書面の添付がなされたものにあつては、24,000円)
(c) 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	160,000円(評価書面の添付がなされたものにあつては、49,000円)
(d) 床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	229,000円(評価書面の添付がなされたものにあつては、85,000円)
(e) 床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	432,000円(評価書面の添付がなされたものにあ

(f) 床面積の合計が25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	つては、134,000円 745,000円(評価書面の添付がなされたものにあつては、200,000円)
(g) 床面積の合計が50,000平方メートル以上のもの	1,338,000円(評価書面の添付がなされたものにあつては、301,000円)

別表第68注2を次のように改める。

- 2 この表において「誘導性能基準」とは、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令(平成28年経済産業省・国土交通省令第1号。以下この表において「基準省令」という。)第10条第2号イ(1)およびロ(1)に掲げる基準をいう。

別表第68中注5を注7とし、注4を注6とし、注3を注5とし、注2の次に次のように加える。

- 3 この表において「誘導仕様基準」とは、基準省令第10条第2号イ(2)およびロ(2)に掲げる基準をいう。
- 4 この表において「誘導併用基準」とは、基準省令第10条第2号イ(1)およびロ(2)に掲げる基準または同号イ(2)およびロ(1)に掲げる基準をいう。

別表第69(1)の項中「第12条第1項」を「第11条第1項」に、「第13条第2項」を「第12条第2項」に改め、同項ア中「建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けようとする建築物の全部が工場等の用途以外の用途に供するものである」を「イからエまでに掲げる場合以外の」に改め、同項に次のように加える。

ウ 建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けようとする建築物の全部が住宅の用途に供するものである場合	
(イ) および(ウ)に掲げるとき以外のとき	
a 一戸建て住宅	
(a) 床面積の合計が200平方メートル未満のもの	44,000円
(b) 床面積の合計が200平方メートル以上のもの	48,000円
b 共同住宅または長屋住宅	
(a) 床面積の合計が300平方メートル未満のもの	80,000円
(b) 床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	126,000円
(c) 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	207,000円
(d) 床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	293,000円
(e) 床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	566,000円
(f) 床面積の合計が25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	992,000円
(g) 床面積の合計が50,000平方メートル以上のもの	1,815,000円
(イ) 仕様基準に適合するものとして建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けようとするとき	
a 一戸建て住宅	
(a) 床面積の合計が200平方メートル未満のもの	23,000円
(b) 床面積の合計が200平方メートル以上のもの	24,000円
b 共同住宅または長屋住宅	
(a) 床面積の合計が300平方メートル未満のもの	38,000円
(b) 床面積の合計が300平方メートル以上2,000	62,000円

平方メートル未満のもの	
(c) 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	109,000円
(d) 床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	162,000円
(e) 床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	292,000円
(f) 床面積の合計が25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	491,000円
(g) 床面積の合計が50,000平方メートル以上のもの	857,000円
(ウ) 併用基準に適合するものとして建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けようとするとき	
a 一戸建て住宅	
(a) 床面積の合計が200平方メートル未満のもの	34,000円
(b) 床面積の合計が200平方メートル以上のもの	36,000円
b 共同住宅または長屋住宅	
(a) 床面積の合計が300平方メートル未満のもの	59,000円
(b) 床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	94,000円
(c) 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	158,000円
(d) 床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	227,000円
(e) 床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	430,000円
(f) 床面積の合計が25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	743,000円
(g) 床面積の合計が50,000平方メートル以上のもの	1,336,000円
エ 建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けようとする建築物の一部が住宅の用途に供するものである場合	住宅の用途以外の用途に供する部分についてアまたはイに掲げる区分に応じて定める金額に、住宅の用途に供する部分について次に掲げる区分に応じて定める金額を加算した金額
	(ア) (イ) および (ウ) に掲げる場合以外の場合
	a 一戸建て住宅
	(a) 床面積の合計が200平方メートル未満のもの 44,000円(評価書面の添付がなされたものにあつては、6,600円)
	(b) 床面積の合計が200平方メートル以上のもの 48,000円(評価書面の添付がなされたものにあつては、6,600円)
	b 共同住宅または

長屋住宅

- (a) 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 80,000円(評価書の添付がなされたものにあつては、11,000円)
- (b) 床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 126,000円(評価書の添付がなされたものにあつては、22,000円)
- (c) 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 207,000円(評価書の添付がなされたものにあつては、47,000円)
- (d) 床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 293,000円(評価書の添付がなされたものにあつては、83,000円)
- (e) 床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 566,000円(評価書の添付がなされたものにあつては、132,000円)
- (f) 床面積の合計が25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの 992,000円(評価書の添

付がなされたものにあつては、
198,000円)

(g) 床面積の合計が50,000平方メートル以上のもの
1,815,000円
(評価書面の添付がなされたものにあつては、
299,000円)

(イ) 仕様基準に適合するものとして建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けようとする場合

a 一戸建て住宅

(a) 床面積の合計が200平方メートル未満のもの
23,000円(評価書面の添付がなされたものにあつては、
6,600円)

(b) 床面積の合計が200平方メートル以上のもの
24,000円(評価書面の添付がなされたものにあつては、
6,600円)

b 共同住宅または長屋住宅

(a) 床面積の合計が300平方メートル未満のもの
38,000円(評価書面の添付がなされたものにあつては、
11,000円)

(b) 床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの
62,000円(評価書面の添付がなされたものにあつては、22,000円)

(c) 床面積の合計が2,000平方メートル以上

5,000平方メートル未満のもの
109,000円
(評価書面の添付がなされたものにあつては、
47,000円)

(d) 床面積の合計が5,000平方メートル以上
10,000平方メートル未満のもの
162,000円
(評価書面の添付がなされたものにあつては、
83,000円)

(e) 床面積の合計が10,000平方メートル以上
25,000平方メートル未満のもの
292,000円
(評価書面の添付がなされたものにあつては、
132,000円)

(f) 床面積の合計が25,000平方メートル以上
50,000平方メートル未満のもの
491,000円
(評価書面の添付がなされたものにあつては、
198,000円)

(g) 床面積の合計が50,000平方メートル以上のもの
857,000円
(評価書面の添付がなされたものにあつては、
299,000円)

(ウ) 併用基準に適合するものとして建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けようとする場合

a 一戸建て住宅

(a) 床面積の合計が200平方メートル未満のもの
34,000円(評価書面の添付が

なされたもの
にあつては、
6,600円)

(b) 床面積の合計
が200平方メー
トル以上のもの
36,000円(評
価書面の添付が
なされたもの
にあつては、
6,600円)

b 共同住宅または
長屋住宅

(a) 床面積の合計
が300平方メー
トル未満のもの
59,000円(評
価書面の添付が
なされたもの
にあつては、
11,000円)

(b) 床面積の合計
が300平方メー
トル以上2,000
平方メートル
未満のもの
94,000円(評
価書面の添付がな
されたものにあ
つては、22,000
円)

(c) 床面積の合
計が2,000平方
メートル以上
5,000平方メー
トル未満のも
の158,000円
(評価書面の添
付がなされたも
のにあつては、
47,000円)

(d) 床面積の合
計が5,000平方
メートル以上
10,000平方メー
トル未満のも
の227,000円
(評価書面の添
付がなされたも
のにあつては、
83,000円)

(e) 床面積の合
計が10,000平方
メートル以上
25,000平方メー
トル未満のも

の 430,000 円
 (評価書面の添付がなされたものにあつては、132,000 円)
 (f) 床面積の合計が25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの 743,000 円
 (評価書面の添付がなされたものにあつては、198,000 円)
 (g) 床面積の合計が50,000平方メートル以上のもの 1,336,000 円
 (評価書面の添付がなされたものにあつては、299,000 円)

別表第69(2)の項中「第34条第1項」を「第29条第1項」に、「第35条第2項」を「第30条第2項」に改め、同項ア中「第34条第3項」を「第29条第3項」に改め、同項イ(ア)中「性能基準」を「誘導性能基準」に改め、同項イ(イ)中「仕様基準」を「誘導仕様基準」に改め、同項イに次のように加える。

(ウ) 誘導併用基準に適合するものとして認定を受けようとするとき	
a 一戸建て住宅	
(a) 床面積の合計が200平方メートル未満のもの	34,000円(評価書面の添付がなされたものにあつては、6,600円)
(b) 床面積の合計が200平方メートル以上のもの	36,000円(評価書面の添付がなされたものにあつては、6,600円)
b 共同住宅または長屋住宅	
(a) 床面積の合計が300平方メートル未満のもの	59,000円(評価書面の添付がなされたものにあつては、11,000円)
(b) 床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	94,000円(評価書面の添付がなされたものにあつては、22,000円)
(c) 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	158,000円(評価書面の添付がなされたものにあつては、47,000円)
(d) 床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	227,000円(評価書面の添付がなされたものにあつては、83,000円)
(e) 床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	430,000円(評価書面の添付がなされたものにあつては、132,000円)
(f) 床面積の合計が25,000平方メートル以上50,000	743,000円(評価書面の

平方メートル未満のもの	添付がなされたものにあつては、198,000円)
(g) 床面積の合計が50,000平方メートル以上のもの	1,336,000円(評価書面の添付がなされたものにあつては、299,000円)

別表第69(2)の項ウ中「とき」を「場合」に改め、「評価の方法の」を削り、「建築物の区分」を「区分」に改め、同表(3)の項中「第34条第1項」を「第29条第1項」に、「第35条第2項」を「第30条第2項」に改め、同表(4)の項中「第36条第1項」を「第31条第1項」に、「第35条第2項」を「第30条第2項」に、「第34条第2項第3号」を「第29条第2項第3号」に改め、同表(5)の項中「第36条第1項」を「第31条第1項」に、「第35条第2項」を「第30条第2項」に、「第36条第2項」を「第31条第2項」に改め、同表(6)の項を削り、同表(7)の項中「第11条」を「第13条」に改め、同項を同表(6)の項とし、同表(8)の項中「第29条」を「第28条」に改め、同項を同表(7)の項とし、同表注3第1号中「の非住宅部分」を削り、「において、当該建築物についてエネルギー消費性能に係る計算その他の計算を要しない既存部分があるときは、当該既存部分の床面積を除く」を「にあつては、当該増築または改築をする部分の床面積」に、「注8」を「注11」に改め、同表注4および注5を次のように改める。

4 この表において「仕様基準」とは、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令(以下この表において「基準省令」という。)第1条第1項第2号イ(2)およびロ(2)に掲げる基準(同号イただし書の国土交通大臣が定める基準に適合する住宅にあつては、同号ロ(2)に掲げる基準)をいう。

5 この表において「併用基準」とは、基準省令第1条第1項第2号イ(1)およびロ(2)に掲げる基準または同号イ(2)およびロ(1)に掲げる基準をいう。

別表第69注9を同表注12とし、同表注8中「(7)の項」を「(6)の項」に改め、同表注8を同表注11とし、同表注7中「(8)の項」を「(7)の項」に改め、同表中注7を注10とし、注6を注9とし、注5の次に次のように加える。

6 この表において「誘導性能基準」とは、基準省令第10条第2号イ(1)およびロ(1)に掲げる基準をいう。

7 この表において「誘導仕様基準」とは、基準省令第10条第2号イ(2)およびロ(2)に掲げる基準をいう。

8 この表において「誘導併用基準」とは、基準省令第10条第2号イ(1)およびロ(2)に掲げる基準または同号イ(2)およびロ(1)に掲げる基準をいう。

別表第71(2)の項イ(㊦)中「500平方メートル」を「300平方メートル」に、「58,000」を「52,000」に改め、同項イ中(㊦)を(㊧)とし、(㊦)から(㊧)までを(㊦)から(㊧)までとし、(㊦)の次に次のように加える。

(㊦) 床面積の合計が300平方メートルを超え500平方メートル以内のもの	同	61,000
---------------------------------------	---	--------

付 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

滋賀県警察関係事務手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年12月27日

滋賀県知事 三日月 大 造

滋賀県条例第90号

滋賀県警察関係事務手数料条例の一部を改正する条例

滋賀県警察関係事務手数料条例(平成12年滋賀県条例第32号)の一部を次のように改正する。

別表第7第1項の表(1)の項ア中「1,550円」を「1,650円」に、「1,900円」を「1,950円」に、「の更新」を「または法第95条の2第2項第1号に規定する免許情報記録(以下この表において「免許情報記録」という。)の有効期間の更新(以下この表において「免許証等の更新」という。)」に、「800円」を「750円」に、「4,100円」を「3,900円」に改め、「行う試験」の右に「(以下この表において「技能試験」という。)」を加え、「6,600円」を「6,900円」に改め、同項イ中「1,750円」を「1,900円」に、「1,900円」を「1,950円」に、「免許証」を「免許証等」に、「800円」を「750円」に、「2,550円(法第97条第1項第2号に掲げる事項について行う試験)」を「2,500円(技能試験)」に、「3,350円」を「3,300円」に改め、同項ウ中「1,750円」を「1,850円」に、「1,900円」を「1,950円」に、「免許証」を「免許証等」に、「800円」を「750円」に、「2,600円(法第97条第1項第2号に掲げる事項について行う試験)」を「2,800円(技能試験)」に、「4,050円」を「4,550円」に改め、同項エ中「1,900円」を「1,950円」に、「免許証」を「免許証等」に、「800円」を「750円」に、「1,500円」を「1,600円」に改め、同項オ中「1,700円」を「1,800円」に、「1,900円」を「1,950円」に、「免許証」を「免許証等」に、「800円)」を「750円)」に、「4,800円(法第97条第1項第2号に掲げる事項について行う試験)」を「4,500円(技能試験)」に、「7,650円」を「7,450円」に改め、同項カ中「1,700円」を「1,800円」に、「1,550円」を「1,650円」に、「2,900円(法第97条第1項第2号に掲げる事項について行う試験)」を「2,950円(技能試験)」に、「4,350円」を「4,700円」に改め、同表(1)の2の項中「3,900円」を「3,950円」に、「6,400円」を「6,950円」に、「3,750円」を「3,850円」に、「4,550円」を「4,650円」に改め、同表(2)の項中「1,400円」を「1,350円」に、「2,850円」を「3,100円」に改め、同表(3)の項を次のように改める。

(3) 法第92条第1項または第95条の2第11項の規定による免許証の交付を受けようとする者	免許証交付手数料	ア 第一種運転免許または第二種運転免許に係る免許証 (ア) 法第92条第1項の規定による交付を受ける場合 a bに掲げる交付以外の交付	2,350円(日を同じくして第一種運転免許または第二種運転免許のうち2以上の種類の免許を受ける者(以下この表において「複数免許取得者」という。)に対す
--	----------	---	---

			る交付にあつては、 2,150円に、与える免許1種類ごとに200円を加えた額)
		b 政令第33条の6の2第6号に掲げるやむを得ない理由のため免許証等の更新を受けることができなかつた者であつて、法第97条の2第1項第3号に該当して同項の規定の適用を受けたもの(以下この表において「特定試験免除者」という。)に対する交付	2,100円(複数免許取得者に対する交付にあつては、1,900円に、与える免許1種類ごとに200円を加えた額)
		(イ) 法第95条の2第11項の規定による交付を受ける場合	2,550円
		イ 仮運転免許に係る免許証	1,100円

別表第7第1項の表(4)の項中「2,250円」を「2,600円」に、「1,150円」を「1,050円」に改め、同表(4)の3の項中「3,550円」を「3,650円」に改め、同項を同表(4)の4の項とし、同表(4)の2の項を同表(4)の3の項とし、同表(4)の項の次に次のように加える。

(4)の2 法第95条の2第3項の規定による特定免許情報の記録または法第95条の3の規定により読み替えて適用する法第92条第2項の規定もしくは法第106条の4第2項の規定による免許情報記録の書換えを受けようとする者(政令第43条第4項各号に掲げる者を除く。)	特定免許情報記録手数料	ア 法第95条の2第3項の規定による特定免許情報の記録 (ア) 法第95条の2第6項の規定による申出をする場合 a bに掲げる記録以外の記録 b 特定試験免除者に係る記録 (イ) 法第101条の4の2第2項の規定による申出(以下この表において「更新時不交付申出」という。)をする場合 (ウ) 法第95条の2第6項の規定による申出および更新時不交付申出のいずれをもしない場合	1,550円(複数免許取得者に係る記録にあつては、1,350円に、与える免許1種類ごとに200円を加えた額) 1,350円(複数免許取得者に係る記録にあつては、1,150円に、与える免許1種類ごとに200円を加えた額) 800円 1,500円(法第92条第1項、第95条の2第11項もしくは第101条の4の2第1項の規定による免許証(仮運転免許に係るものを除く。)の交付または法第94条第2項の規定による
---	-------------	---	---

	合	
	イ 免許情報記録の有効期間の更新(同時に免許証の有効期間の更新を受ける場合を除く。)	
	(ア) 経由申請をする場合であつて、法第101条の2の2第3項の規定による申出(以下この表において「経由地書換申出」という。)をするとき。	1,000円
	(イ) 経由申請をする場合であつて、経由地書換申出をしないとき。	1,950円
	(ウ) 経由申請をしない場合	2,100円
	ウ 免許証の有効期間の更新および免許情報記録の有効期間の更新	
	(ア) 経由申請をする場合であつて、経由地書換申出をするとき。	2,500円
	(イ) 経由申請をする場合であつて、経由地書換申出をしないとき。	2,850円
	(ウ) 経由申請をしない場合	2,950円

別表第7第1項の表(10)の2の項中「免許証」を「免許証等」に、

「 | 550円 | 」を

「 | ア 経由地書換申出をする場合 | 1,700円 |
 | イ 経由地書換申出をしない場合 | 750円 | 」に改め、同表(11)の項中

「2,350円」を「2,250円」に改め、同表(12)の項ア中「750円」を「850円」に改め、同項イ中「2,350円」を「2,400円」に改め、同項エ中「4,450円」を「4,650円」に、「3,500円」を「3,800円」に、「2,800円」を「3,050円」に改め、同項オ中「4,150円」を「4,300円」に、「4,000円」を「4,200円」に改め、同項カ中「1,500円」を「1,750円」に改め、同項キ中「3,100円」を「3,200円」に改め、同項ク中「1,400円」を「1,850円」に改め、同項ケ中「750円」を「900円」に改め、同項コ中「2,150円」を「2,300円」に、「2,050円」を「2,150円」に、「2,700円」を「2,850円」に、「2,550円」を「2,700円」に、「2,450円」を「2,550円」に改め、同項中

「 | サ 法第108条の2第1項第11号に掲げる講習 | |
(ア) 法第92条の2第1項の表備考一の2に規定する優良運転者に対する講習	500円
(イ) 法第92条の2第1項の表備考一の3に規定する一般運転者に対する講習	800円
(ウ) 法第92条の2第1項の表備考一の4に規定する違反運転者等に対する講習	1,350円(国家公安委員会規則で定める政令第33条の7第2項の基準に

	該当しない者に対する講習にあっては、800円)	
「サ 法第108条の2第1項第11号に掲げる講習 (ア) 法第95条の6第1項の表備考一のロに規定する優良運転者に対する講習	500円(滋賀県公安委員会の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下この表において同じ。)と講習を受ける者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法による講習(以下この表において「オンライン講習」という。)にあっては、200円)	に改め、同項シ中「6,450円」
(イ) 法第95条の6第1項の表備考一のハに規定する一般運転者に対する講習	800円(オンライン講習にあっては、200円)	
(ウ) 法第95条の6第1項の表備考一のニに規定する違反運転者等のうち特定基準不該当者(国家公安委員会規則で定める政令第33条の7第2項の基準に該当しない者をいう。以下この表において同じ。)でないものに対する講習	1,400円	
(エ) 法第95条の6第1項の表備考一のニに規定する違反運転者等のうち特定基準不該当者であるものに対する講習	800円(オンライン講習にあっては、200円)	

を「6,600円」に、「2,900円」を「2,950円」に改め、同項中

「ス 法第108条の2第1項第13号に掲げる講習	12,500円(当該講習が道路交通法施行規則(昭和35年総理府令第60号)第38条第13項第2号の表第1号に掲げる講習方法に係るものである場合にあっては、9,050円)	を
「ス 法第108条の2第1項第13号に掲げる講習		

(ア) 自動車等（これに準ずるものとして国家公安委員会規則で定める装置を含む。）を使用する指導（以下この表において「実車等指導」という。）を含む講習	12,900円	に改め、同項セ中「2,250円」
(イ) 実車等指導を含まない講習	9,350円	

を「2,600円」に改め、同項ソ中「または第16号」を削り、「2,000円」を「2,100円」に改め、同項に次のように加える。

タ 法第108条の2第1項第16号に掲げる講習	講習1時間につき 2,050円
-------------------------	--------------------

別表第7第1項の表(13)の項中「900円」を「1,000円」に改め、同表注2の表(1)の項中「4,000」を「3,800」に、「3,550」を「3,650」に、「1,250」を「1,200」に、「4,250」を「4,450」に改め、同表(2)の項中「6,700」を「6,350」に、「6,100」を「6,250」に、「2,100」を「1,900」に、「7,400」を「7,750」に改め、同表(5)の項中「2,350」を「2,600」に、「1,900」を「1,850」に、「2,650」を「2,550」に改め、同表(6)の項中「2,050」を「2,000」に、「2,550」を「2,400」に、「3,700」を「3,750」に改め、同表(7)の項中「2,550」を「2,600」に改め、別表第7第1項の表注3中「2,350円」を「2,950円」に、「1,100円」を「1,350円」に改め、同表注4中「500円」を「550円」に、「300円」を「350円」に改め、同表注5の表(1)の項中「4,000」を「3,800」に、「3,550」を「3,650」に、「1,250」を「1,200」に、「4,250」を「4,450」に改め、同表(2)の項中「2,050」を「2,100」に改め、同表(4)の項および(5)の項中「1,300」を「1,350」に改め、同表(6)の項中「1,500」を「1,550」に改め、同表(7)の項中「2,550」を「2,600」に改め、別表第7第1項の表注6中「2,400円」を「3,000円」に、「900円」を「950円」に、「1,100円」を「1,350円」に、「2,850円」を「2,950円」に改め、同表注7中「、普通自動車免許」を「については200円を、普通自動車免許」に、「教習指導員審査および」を「教習指導員審査については150円を、」に、「それぞれ150円」を「50円」に改め、別表第7第2項の表(12)の項中「第104条の4第6項（法第105条第2項において準用する場合を含む。）」を「第105条の2第2項」に、「1,100円」を「1,150円」に改め、同表(14)の項中「1,350円」を「1,400円」に、「6,450円」を「6,600円」に、「2,900円」を「2,950円」に改め、同項を同表(15)の項とし、同表(13)の項中「1,450円」を「1,400円」に、「1,200円」を「1,150円」に改め、同項を同表(14)の項とし、同表(12)の項の次に次のように加える。

(13) 法第105条の2第4項の規定に基づく運転経歴情報の記録の手数料	同 900円（法第105条の2第2項の規定に基づく運転経歴証明書の交付（再交付を含む。）と同時に記録を受ける場合にあっては、100円）
--------------------------------------	---

付 則

この条例は、令和7年3月24日から施行する。

滋賀県住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年12月27日

滋賀県知事 三日月 大 造

滋賀県条例第91号

滋賀県住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例

滋賀県住民基本台帳法施行条例(平成14年滋賀県条例第15号)の一部を次のように改正する。

別表第1中第15項および第16項を削り、第17項を第15項とし、第18項を第16項とし、第19項を第17項とする。

別表第2教育委員会の項中第3号および第4号を削り、第5号を第3号とする。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

滋賀県生活保護法に基づく保護施設の設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年12月27日

滋賀県知事 三日月 大 造

滋賀県条例第92号

滋賀県生活保護法に基づく保護施設の設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

滋賀県生活保護法に基づく保護施設の設備および運営に関する基準を定める条例(平成25年滋賀県条例第5号)の一部を次のように改正する。

別表第1第8項中「別表第2第4項第3号において」を「以下」に改める。

別表第2第5項に次の1号を加える。

(4) 施設長は、入所者の自立支援を行うため、入所者の意向を踏まえ、入所者ごとに個別支援計画を作成すること。この場合において、当該個別支援計画の作成は、電磁的記録により行うことができる。

別表第3第4項第2号中「更生に関する計画」を「個別支援計画」に改め、同号に後段として次のように加える。

この場合において、当該個別支援計画の作成は、電磁的記録により行うことができる。

別表第3第4項第3号中「更生に関する計画」を「個別支援計画」に改め、同項第5号中「第2号」の右に「および第4号」を加える。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

滋賀県児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年12月27日

滋賀県知事 三日月 大 造

滋賀県条例第93号

滋賀県児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

滋賀県児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備および運営に関する基準を定める条例(平成24年滋賀県条例第64号)の一部を次のように改正する。

別表第1第12項中「乳児院」の右に「、母子生活支援施設」を加える。

別表第3第2項第4号エ(ア)中「第13条第3項第2号」を「第13条第3項第3号」に改める。

別表第4第2項第7号ア中「第13条第3項第1号」を「第13条第3項第2号」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

滋賀県水防協議会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年12月27日

滋賀県知事 三日月 大 造

滋賀県条例第94号

滋賀県水防協議会条例の一部を改正する条例

滋賀県水防協議会条例(昭和24年滋賀県条例第60号)の一部を次のように改正する。

第2条中「15人」を「20人」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

